

用語の解説

● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 年齢

平成27年9月30日現在による満年齢です。

● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

● 就業者

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人をいいます。

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1)勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2)事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

● 従業地・通学地

就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

- 自宅 …………… 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
 - ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。
 - ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外 …………… 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。

自市内他区 …………… 常住地が21大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合

例) 常住地が川崎市川崎区にある人で、川崎市幸区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 …………… 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例) 常住地が川崎市川崎区にある人で、横浜市瀬谷区に従業地・通学地がある場合

他県 …………… 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

(注)東京都区部及び政令指定都市をいいます。

《注意点》

1 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

2 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。

3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

- 常住地による人口（夜間人口）
調査時に調査の地域に常住している人口です。

- 従業地・通学地による人口（昼間人口）
従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の人に限っており、この点が45年調査以降と異なっています。

- 産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

- ・平成22年以降調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。
- ・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類しています。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

- 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

平成22年以降調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。